



9784871541176



1923036016007

ISBN978-4-87154-117-6

C3036 ¥1600E

定価 本体1600円+税

あけび書房

日本の奨学金はこれでいいのか！

奨学金という名の貧困ビジネス

奨学金問題対策
全国会議「編」

あけび書房

日本の奨学金は これでいいのか！

奨学金という名の
貧困ビジネス

奨学金問題対策全国会議「編」

伊東達也、岩重佳治、大内裕和
藤島和也、三宅勝久 著

あけび書房

学問に私費がかかりすぎる日本	160
給付型の奨学金の充実を	167
延滞金撲滅運動を	170
「助けて」と言い合える関係を	174
もっと怒っていいのでは	178
「学生よ、助けられよう!」	181

資料篇

奨学金問題対策全国会議規約・入会申込書	186
相談窓口一覧	190

あとがき

岩重佳治

第1章 ● 総論

教育における格差と貧困

—「貧困ビジネス化」した奨学金問題から考える

奨学金問題対策全国会議共同代表・中京大学教授

大内裕和

は約33万4000人で、期限を過ぎた未返還は過去最高の約92.5億円に上っています。また、滞納せずに支払っている場合でも、その重い負担は大学卒業後の結婚・出産・子育てを困難に陥れていることがわかります。

これだけ奨学金返還が重くなっている一方で、回収やペナルティの強化が進んでいます。日本学生支援機構は2010年8月に「債権管理部」を設置し、回収を強化しています。延滞が3か月に達すると、延滞者の情報を個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に登録します。一度登録されると、延滞が解消してからも5年間は登録されたままとなります。登録された期間はローンやキャッシング、クレジットカードの審査には通らない可能性が高くなります。

延滞が4か月に達すると、延滞債権の回収を債権回収専門会社（サービサー）に委託します。「回収の委託を受けました。滞納が解消するまでお相手をさせていただきます」という内容の文書がサービサーから届きます。そして延滞が9か月になると自動的に法的措置となり、日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに、支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行します。裁判所から支払督促を申し立てられる奨学金滞納者は2004年にはわずか200件でしたが、2011年には1万件にも増えています。

原資の確保を優先するのであれば、元本の回収がなにより重要なはずですが。ところが日本学生支援機構は2004年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当する方針を続けています。2010年度の利息収入は23.2億円、延滞金収入は37億円に達します。これらの金は經常収益に計上され、原資とは無関係のところに行っています。

この金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社です。2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いは23億円です。サービサーは同年度約5万5000件を日立キャピタル債権回収など2社に委託し、16億7000万円を回収しています、そのうち1億400万円が手数料として払われています。

奨学金が、銀行や債権回収会社に利益をもたらす「金融事業」となっていることがわかります。一度、奨学金を延滞してしまつと、そこからの支払いは延滞金↓利息↓元本の順となります。延滞金が10%ですから、元本の10%以上のお金を支払わなければなりません。このために元本がなかなか減らず、奨学金返還が長期化する人が増えています。

日本弁護士連合会が行った「奨学金ホットライン」では、58歳で返還が終わらずに困っている事例が報告されています。また70代の祖父母が自分の年金で、孫の奨学金を返還しているという事例もあります。

奨学金は、銀行や債権回収会社に利益をもたらす「金融事業」であると同時に、返還する本人および家族の人生を追い込む「貧困ビジネス」になってしまつていゝと云えるでしょう。

2 『日本の奨学金はこれでいいのか』第1章 2017年10月、大内氏執筆